

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
の一部を改正する命令案に関する御意見の募集について

令和5年12月28日
こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の
一部を改正する命令案について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和5年12月28日（木）～令和6年1月26日（金）（必着）

2. 御意見募集対象

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
の一部を改正する命令案について（概要）

3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。その際、件名に「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令案に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の
「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：hoikuseisaku.houreil[atmark]cfa.go.jp

「こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係」宛て

※ スпамメール防止のため@を「[atmark]」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※ 意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※ メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付

ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（3）郵送する場合

〒100-6003 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-5 霞が関ビルディング21階
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係宛て

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名、住所及び連絡先を、法人の場合は、法人名、所在地及び連絡先を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。